

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 小池建設株式会社
法人番号 : 5100001022409
業者の住所 : 長野県飯田市下久堅下虎岩 3 0 8 9 - 2
- 2 指名停止の期間 : 令和 7 年 10 月 15 日 ～ 令和 7 年 11 月 14 日 (1 か月)
- 3 指名停止の措置対象地区 : 関東甲信地区、中部地区

4 事実概要

当該業者は、長野県飯田市内の「飯田市維持修繕工事」において、令和 5 年 7 月 10 日に発生した休業 4 日以上 の 労働災害 に関して、労働者死傷病報告書を所轄の飯田労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。

この件について、当該業者及び同社元代表取締役は、労働安全衛生法違反により、令和 7 年 4 月 23 日に飯田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 2 第 15 号（下記参照）に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1 ～14 省略	省略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として 1 か月以上 9 か月以内
16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 0 4 5 - 2 2 2 - 9 0 4 1 (直通)